

情公第 1617 号  
令和5年7月28日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 ④



「住民基本台帳ネットワークに関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、別紙の特定個人情報保護評価書について、貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

問合せ先

政策局政策部情報公開広聴課  
情報公開グループ 古屋、佐々木  
電話 045-210-3720（直通）

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、住民基本台帳ネットワークにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。
- ・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の都道府県サーバ及び附票連携システムの中の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	政策局自治振興部市町村課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 又は 神奈川県政策局自治振興部市町村課 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	神奈川県政策局自治振興部市町村課 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 和泉 雅幸	課長 井上 和子	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県民局くらし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織再編
平成28年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月5日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法※ ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する)	事後	時点修正
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 井上 和子	課長 脇 雅昭	事後	人事異動
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 脇 雅昭	課長 水谷 俊輔	事後	人事異動
平成30年8月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県民局くらし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織再編
平成30年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IV リスク対策	なし	新様式による項目の追加	事後	新様式の導入
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 水谷 俊輔	課長	事後	新様式の導入
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	住基法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
(公表日)	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	時点修正
(同上)	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年8月29日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	表紙 特記事項	<p>・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築している。</p> <p>・住基ネットにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。</p> <p>・住基ネットの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。</p> <p>・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p>	<p>・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。</p> <p>・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p>	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更
令和5年8月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>住基法に基づき、市町村は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理に関する基礎となるものとして、住民基本台帳を備えている。</p> <p>住民基本台帳は、市町村における住民の異動等に関する届出や、その住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化することで、住民の利便の増進を図るとともに、住民に関する正確かつ統一的な記録を行うものである。</p> <p>都道府県は、市町村と共同で、住基法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>都道府県では、住基法に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務  ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務  ③都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務  ④機構保存本人確認情報の照会に関する事務  ⑤自都道府県の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務  ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務  都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理  ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知  ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転  ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査  ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	//	//	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務  都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理  ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知  ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転  ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査  ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理されているため、都道府県サーバとそれに接続する代表端末及び業務端末について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更
令和5年8月29日	I 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更
令和5年8月29日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	全項目評価書の重要な変更に伴う再評価の実施に関連した記載の変更

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、住民基本台帳ネットワークにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。
- ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。
- ・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

システム1	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム            ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新            : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転            : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示            : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会            : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索            : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合            : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム            [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム            [ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム            [ ] その他 ( )</p>



### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

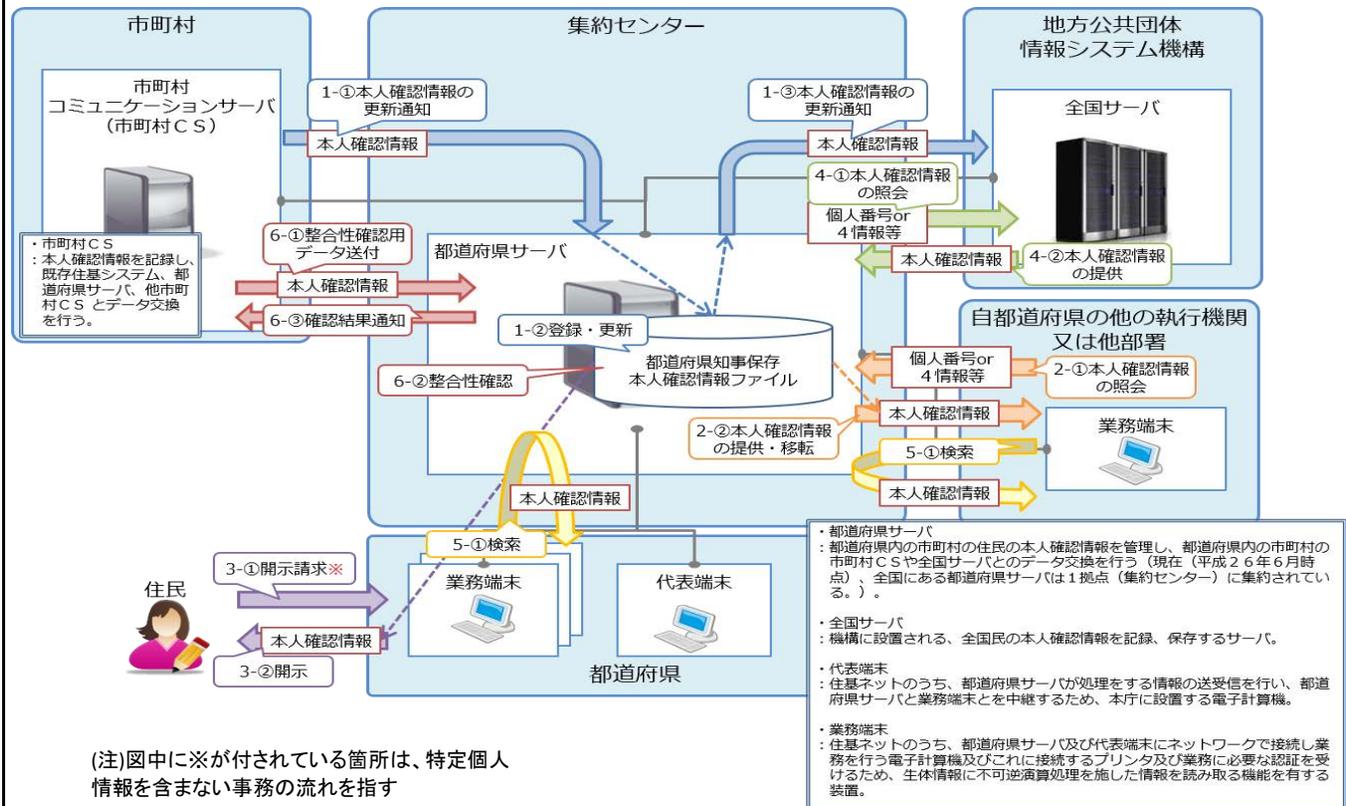
### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録、管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</li> <li>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</li> <li>③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</li> <li>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</li> <li>⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</li> <li>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</li> </ul> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。</li> <li>②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</li> <li>③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</li> <li>④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。</li> <li>⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。</li> <li>⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</li> </ul>
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を活用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	-
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策局自治振興部市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

**(別添1) 事務の内容**

**(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務**



**(備考)**

**1. 本人確認情報の更新に関する事務**

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の移動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

**2. 自都道府県以外の執行機関への情報提供又は他部署への移転**

- 2-①. 自都道府県以外の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※自都道府県以外の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県以外の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。

(注1) 自都道府県以外の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

(注3) 回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

**3. 本人確認情報の開示に関する事務**

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②. 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

**4. 機構への情報照会に係る事務**

- 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

**5. 本人確認情報検索に関する事務**

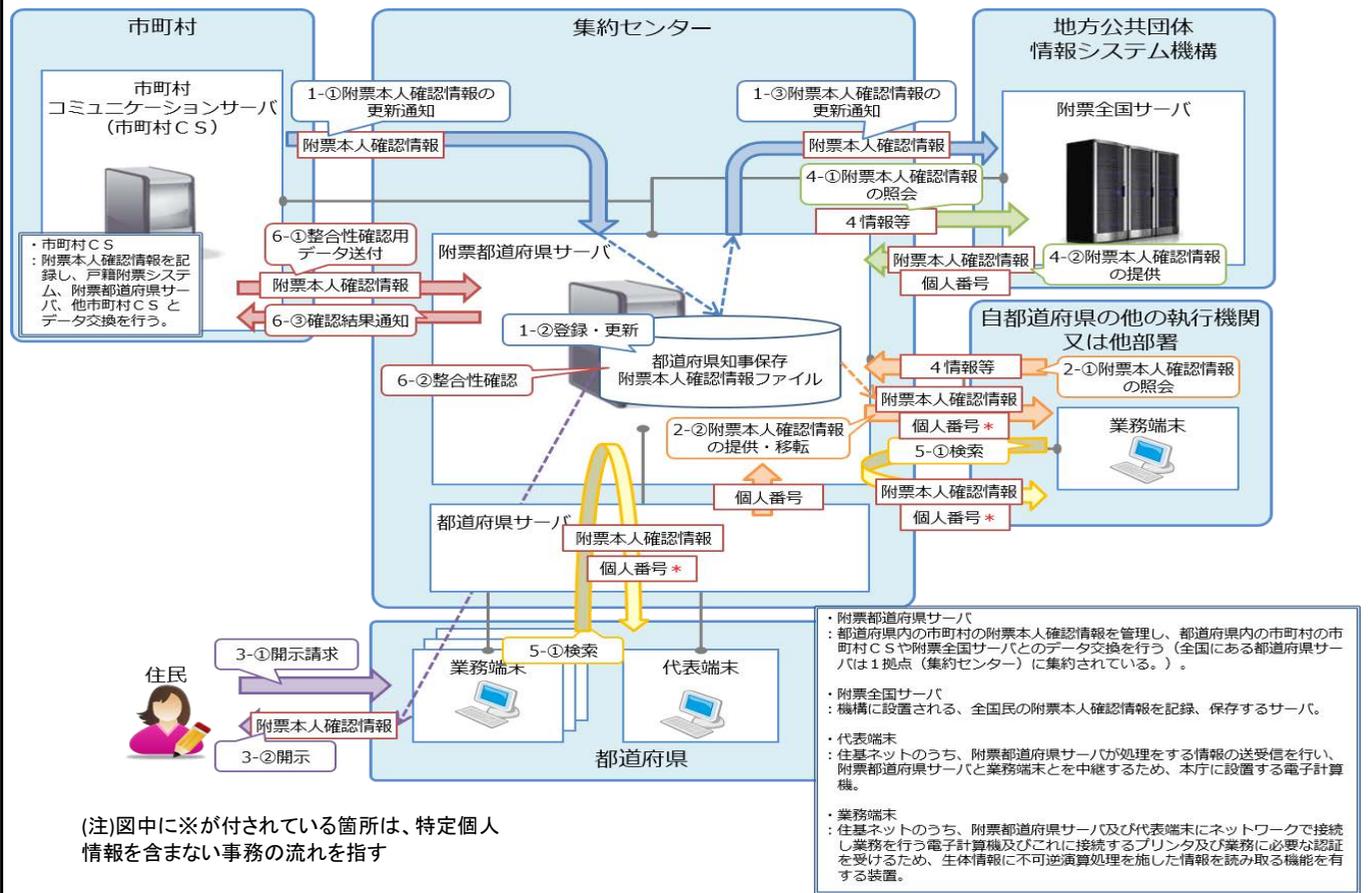
- 5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

**6. 本人確認情報整合**

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
  - 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
- その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。

（注1）自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

（注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うため、に必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	政策局自治振興部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 市町村CSから入手する。 )								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネット等で管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)により、市町村長が、都道府県知事に対し、本人確認情報を通知することが明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する。								
	変更の妥当性	-							
⑦使用の主体	使用部署 ※	政策局自治振興部市町村課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長から住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</li> <li>・自都道府県以外の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県以外の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県以外の執行機関又は他部署)。</li> <li>・住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</li> <li>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・自都道府県以外の執行機関又は他部署からの照会に基づいて、本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合する。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合性確認を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>							
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づき、統計資料の作成を行う際、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。							

	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことと伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	神奈川県政策局自治振興部市町村課ホームページで公表している。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない。)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に、機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	自都道府県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第6及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

<b>提供先3</b>	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
<b>移転先1</b>	自都道府県の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第5及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・神奈川県における代表端末、業務端末及び電子記録媒体等は、ラック等に施錠して保管する。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[        20年以上        ]</p> <p style="text-align: center;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年            4) 3年                            5) 4年                      6) 5年            7) 6年以上10年未満        8) 10年以上20年未満    9) 20年以上            10) 定められていない         </p>
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保存する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保存する。</p>
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
-		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。</li> <li>・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	政策局自治振興部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号)を抽出する場合があります )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。</p>
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>
⑤本人への明示	<p>都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合がありますことについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合があります。</p>
	<p>変更の妥当性</p> <p>-</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>政策局自治振興部市町村課</p>
	<p>使用者数</p> <p>[ 10人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満 2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>・自都道府県その他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県その他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県その他の執行機関又は他部署)。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>該当なし</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	神奈川県政策局自治振興部市町村課ホームページで公表している。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている (                    1 ) 件    [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている (                    1 ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	自都道府県の他の執行機関
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[            1,000万人以上            ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム                    [    ] 専用線 [    ] 電子メール    [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ    [    ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
移転先1	自都道府県の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[            1,000万人以上            ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[    ] 庁内連携システム    [    ] 専用線 [    ] 電子メール    [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ    [    ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[            1年未満            ]</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年  4) 3年                              5) 4年                              6) 5年  7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上  10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
③消去方法	<p>一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</p>	
7. 備考		
-		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25.旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSIに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を、市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報の更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（※）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システムの接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>税務システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの代表端末又は業務端末から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。</p> <p>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。          なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。          (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス          番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。          (2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス          国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の発効は、申請書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。</li> <li>・アクセス権限の失効は、退職した職員や異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。</li> <li>・定期の人事異動の際には、人事異動情報も確認しつつ、期限を定めてアクセス権限の失効の届出を提出させる。</li> <li>・所属の自己点検の際に、アクセス権限の棚卸しについて確認し、その報告を受ける。</li> <li>・アクセス権限の発効・失効状況を複数人で確認する。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。</li> <li>・操作履歴の確認により、本人確認情報検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセスがないことについて、操作履歴により適時確認する。なお、操作履歴の確認は、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。</li> <li>操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>操作者への研修会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び住基法に定められた事務以外での使用の禁止等について指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>集約センターにおける運用業務の中で、システム上、管理権限を与えられた者以外、複製は行えない仕組みとする。また、契約書に基づき、定期運用に基づくバックアップ以外に、ファイルを複製していないことを確認する。なお、本人確認情報を電子記録媒体へ出力できるのは、代表端末と一括提供方式が利用可能な業務端末であり、操作者は限定されている。また、電子記録媒体についても、使用できる媒体を限定した上で、使用を認める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>代表端末及び業務端末を利用して、本人確認情報を閲覧した際に、業務に無関係な職員等に、当該本人確認情報を覗かれるリスクが想定されるため、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。また、スクリーンセーバから復帰する際、パスワードを入力するよう設定する。さらに、代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得することにより、本人確認情報の画像データが保存され、不正に利用されるリスクが想定されるため、本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>大量の本人確認情報を検索し、大量の本人確認情報のデータを出力する際には、紛失や不正に利用されるリスクが想定されるため、大量のデータ出力に際しては、事前に要求部署の責任者の承認を得る。</li> <li>本人確認情報が不正に利用されるリスクや、誤った本人確認情報が利用されるリスクを想定し、神奈川県が実施するリスク対策のほかに、住民からの開示請求により、本人確認情報の利用等の適正性を確認する仕組みが構築されている。この制度を活用した本人確認情報の開示、訂正の請求及び本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。</li> <li>安易な照会・検索条件により、業務とは無関係に、本人確認情報が利用されるリスクを想定し、業務上の利用であることを担保するために、最低限入力すべき照会・検索条件を設定している。</li> <li>災害時において、本人確認情報の提供及び利用ができなくなるリスクが想定されるため、集約センターにおいては、都道府県サーバの障害等を想定した緊急時対応計画を作成しており、当該計画に基づいて、迅速に対応される。</li> </ul>	



特定個人情報の消去ルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、消去に関する証明書を提出する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける際、併せて確認する。なお、委託する業務においては、直接、本人確認情報にアクセスできず、本人確認情報を削除することはないため、消去に関する証明書の対象となるのは、バックアップ、機器の設定情報等の非公開情報となる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報より広い定義である個人情報に関する規定を定めており、その概要は、以下のとおりである。なお、委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者及び作業員 作業責任者及び作業員を報告しなければならない。</li> <li>・中間報告等 業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも履行状況について、報告を求めることができる。</li> <li>・目的以外の使用禁止 本県の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・複写、複製の禁止 発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。</li> <li>・個人情報等の安全管理 個人情報等を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報等の安全な管理に努めなければならない。</li> <li>・個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去 委託業務完了時に、本県の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。</li> <li>・事故発生時の対応 個人情報等の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報等の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告しなければならない。</li> <li>・立入調査等 必要があると認めるときは、委託先に報告を求めると及び委託先の作業場所を立入調査することができる。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</li> <li>・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。</li> <li>・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法及び住基法により定められた事務並びに個人情報保護に関する法律の規定に基づき認められる場合に限り行われる。</li> <li>操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネットのアプリケーションにおいて生体認証により、操作者を限定する。</li> <li>神奈川県における代表端末及び業務端末は、施錠管理する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、自都道府県以外の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</li> <li>・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> <li>・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。
	再発防止策の内容	①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に、定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。</li> <li>・電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿に、その記録を残す。</li> <li>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票は、要領に基づき、長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう、裁断して廃棄する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを手入できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>税務システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する)から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。          なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。          (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス          国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)          (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス          番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限の発効は、申請書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。</li> <li>・アクセス権限の失効は、退職した職員や異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。</li> <li>・定期の人事異動の際には、人事異動情報も確認しつつ、期限を定めてアクセス権限の失効の届出を提出させる。</li> <li>・所属の自己点検の際に、アクセス権限の棚卸しについて確認し、その報告を受ける。</li> <li>・アクセス権限の発効・失効状況を複数人で確認する。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。</li> <li>・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセスがないことについて、操作履歴により適時確認する。なお、操作履歴の確認は、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。</li> <li>操作履歴の確認により、附票本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>操作者への研修会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び住基法に定められた事務以外での使用の禁止等について指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>集約センターにおける運用業務の中で、システム上、管理権限を与えられた者以外、複製は行えない仕組みとする。また、契約書に基づき、定期運用に基づくバックアップ以外に、ファイルを複製していないことを確認する。なお、附票本人確認情報を電子記録媒体へ出力できるのは、代表端末と一括提供方式が利用可能な業務端末であり、操作者は限定されている。また、電磁的記録媒体についても、使用できる媒体を限定した上で、使用を認める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>代表端末及び業務端末を利用して、附票本人確認情報を閲覧した際に、業務に無関係な職員等に、当該本人確認情報を覗かれるリスクが想定されるため、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。また、スクリーンセーバから復帰する際、パスワードを入力するよう設定する。さらに、代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得することにより、附票本人確認情報の画像データが保存され、不正に利用されるリスクが想定されるため、附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>大量の附票本人確認情報を検索し、大量の附票本人確認情報のデータを出力する際には、紛失や不正に利用されるリスクが想定されるため、大量のデータ出力に際しては、事前に要求部署の責任者の承認を得る。</li> <li>安易な照会・検索条件により、業務とは無関係に、本人確認情報が利用されるリスクを想定し、業務上の利用であることを担保するために、最低限入力すべき照会・検索条件を設定している。</li> <li>災害時において、本人確認情報の提供及び利用ができなくなるリスクが想定されるため、集約センターにおいては、都道府県サーバの障害等を想定した緊急時対応計画を作成しており、当該計画に基づいて、迅速に対応される。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。 なお、「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ <input type="checkbox"/> 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している                      2) 制限していない</span>	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。</li> <li>・また、委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・さらに、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない</span>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。</li> <li>・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている                                      2) 定めていない</span>	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、目的外の使用を禁止する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受けの際、併せて確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、委託先が情報の引き渡しを受けた場合、受領書を提出する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受けの際、併せて確認する。	

特定個人情報の消去ルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、消去に関する証明書を提出する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける際、併せて確認する。なお、委託する業務においては、直接、附票本人確認情報にアクセスできず、附票本人確認情報を削除することはないため、消去に関する証明書の対象となるのは、バックアップ、機器の設定情報等の非公開情報となる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報より広い定義である個人情報に関する規定を定めており、その概要は、以下のとおりである。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業責任者及び作業員 作業責任者及び作業員を報告しなければならない。</li> <li>・中間報告等 業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも履行状況について、報告を求めることができる。</li> <li>・目的以外の使用禁止 本県の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・複写、複製の禁止 発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。</li> <li>・個人情報等の安全管理 個人情報等を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報等の安全な管理に努めなければならない。</li> <li>・個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去 委託業務完了時に、本県の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。</li> <li>・事故発生時の対応 個人情報等の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報等の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告しなければならない。</li> <li>・立入調査等 必要があると認めるときは、委託先に報告を求めること及び委託先の作業場所を立入調査することができる。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</li> <li>・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。</li> <li>・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法及び住基法により定められた事務並びに個人情報保護に関する法律の規定に基づき認められる場合に限り行われる。</li> <li>操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>附票連携システムのアプリケーションにおいて生体認証により、操作者を限定する。</li> <li>神奈川県における代表端末及び業務端末は、施錠管理する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</li> <li>・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> <li>・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。</li> <li>・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。</p>	
再発防止策の内容	<p>①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。</p>	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。</li> <li>・電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿にその記録を残す。</li> </ul> また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>年に1回、住基ネットを利用する所属において、本県が作成したチェックシートにより、自己点検を実施する。            また、本評価書に記載したとおりに運用がなされていることについては、本評価書の所管課において、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱第11条第1項に基づき、毎年4月に確認する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>住基ネットを利用する所属を、4つのグループに分け、隔年度で、内部監査か外部監査のいずれかを、順に受検する計画を作成し、実施する。            監査項目は、以下のとおりである。            ・運用面…住基ネット関連規程類の整備・運用状況、業務端末等機器の管理状況、監査対象における本人確認情報の利用状況            ・システム面…業務端末等住基ネットを構成する機器の設定及び接続状況</p> <p>また、監査結果を踏まえて、体制や規程を改善するとともに、住基ネットを利用するすべての所属間で、監査結果を共有している。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・住基ネットを利用する所属の職員を対象に、初任時及び年に1回、住基ネットの利用に必要な知識の習得に資する研修を実施するとともに、その記録を残す。            ・違反行為を行った職員は、違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。</p>
3. その他のリスク対策	
-	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 又は 神奈川県政策局自治振興部市町村課 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担とする。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る住基情報ファイル
公表場所	神奈川県ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	政策局自治振興部市町村課調整グループ 045-210-3166
②対応方法	問合せを受けた場合、記録を残し、関係法令により、適切に対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かながわ県民意見反映手続要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年6月20日(火)～令和5年7月19日(水)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出された意見はなかった。
⑤評価書への反映	提出された意見がなかったため、反映する事項はない。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	表紙 公表日	平成27年6月5日	平成28年12月15日		
平成28年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 2. 自都道府県他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供	2. 自都道府県他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供: 自都道府県他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	2. 自都道府県他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 : 自都道府県他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作し媒体連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 4. 機構保存本人確認情報の照会	4. 機構保存本人確認情報の照会: 自都道府県他の執行機関及び自都道府県他の執行機関による住基法に基づく機構保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等により、全国サーバに対し、機構保存本人確認情報の照会を行い、該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	4. 機構保存本人確認情報の照会 : 自都道府県他の執行機関及び自都道府県他の執行機関による住基法に基づく機構保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等により、全国サーバに対し、機構保存本人確認情報の照会を行い、該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 5. 自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索	5. 自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索: 検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	5. 自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索 : 検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[O] 税務システム	事前	重要な変更
平成28年12月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 和泉 雅幸	課長 井上 和子	事後	定期人事異動
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容(備考) 2. 自都道府県他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 2-②	2-②. 都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	2-②. 都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作して媒体連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容(備考) 4. 機構保存本人確認情報の照会に関する事務 4-③	4-③. 該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	4-③. 該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容(備考) 4. 機構保存本人確認情報の照会に関する事務 ※	※照会対象者又は検索対象者が自都道府県の住民の場合、「2」又は「5」の処理となる。 ※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末を操作して、電子記録媒体により引き渡す。	※照会対象者又は検索対象者が自都道府県の住民の場合、「2」又は「5」の処理となる。 ※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末又は業務端末を操作して、電子記録媒体又は通信回線により引き渡す。	事前	重要な変更
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容(備考) 5. 自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務 5-①	5-①. 自都道府県他の執行機関において、都道府県サーバに対し、4情報等による本人確認情報の検索を行い、都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	5-①. 自都道府県他の執行機関において、都道府県サーバに対し、4情報等による本人確認情報の検索を行い、都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	(別添1)事務の内容(備考) 5. 自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務 ※	※検索対象者が、他都道府県の住民の場合、「4」の処理となる。 ※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末を操作して、電子記録媒体により引き渡す。	※検索対象者が、他都道府県の住民の場合、「4」の処理となる。 ※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末又は業務端末を操作して、電子記録媒体又は通信回線により引き渡す。	事前	重要な変更
平成28年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	
平成28年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(2ポツ目) ・自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の照会を受け、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	(2ポツ目) ・自都道府県他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の照会を受け、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作し媒体連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(4ポツ目) ・自都道府県他の執行機関が検索した検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末により電子記録媒体に出力する。)	(4ポツ目) ・自都道府県他の執行機関が検索した検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	事前	重要な変更
平成28年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[ ] 専用線	[O] 専用線	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバの接続は行わない。	税務システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの代表端末又は業務端末から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	集約センターにおける運用業務の中で、システム上、管理権限を与えられた者以外、複製は行えない仕組みとする。また、契約書に基づき、定期運用に基づくバックアップ以外に、ファイルを複製していないことを確認する。なお、本人確認情報を電子記録媒体へ出力できるのは、代表端末のみであり、操作者は限定されている。また、電子記録媒体についても、使用できる媒体を限定した上で、使用を認める。	集約センターにおける運用業務の中で、システム上、管理権限を与えられた者以外、複製は行えない仕組みとする。また、契約書に基づき、定期運用に基づくバックアップ以外に、ファイルを複製していないことを確認する。なお、本人確認情報を電子記録媒体へ出力できるのは、代表端末と一括提供方式が利用可能な業務端末であり、操作者は限定されている。また、電子記録媒体についても、使用できる媒体を限定した上で、使用を認める。	事前	重要な変更
平成28年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。なお、「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、全都道府県を構成員とした住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会において、地方公共団体情報システム機構に委託することを議決している。委託先として議決された当該機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークの運用を行っていた実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。なお、「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、全都道府県を構成員とした住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会において、地方公共団体情報システム機構に委託することを議決している。委託先として議決された当該機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークの運用を行っていた実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。	事前	重要な変更
平成28年12月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県政策局情報企画部情報公開課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県民局暮らし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織改変
平成28年12月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	(手数料額、納付方法: 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担とする。)(予定)	(手数料額、納付方法: 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担とする。)	事後	
平成28年12月15日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成26年12月11日	平成28年6月28日	事後	
平成28年12月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月26日(金)～平成27年1月24日(土)	平成28年9月20日(火)～平成28年10月19日(水)	事後	
平成28年12月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年3月26日	平成28年11月2日	事後	
平成28年12月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も概ね妥当なものと認められた。 なお、審議会の答申を踏まえ、パブリック・コメント(意見募集)の評価書から修正を行った。 【修正を行った点(主なもの)】 ・ アクセス権限の失効管理について、システム使用所属からの失効の届出によるほか、主要な人事異動時期等に定期的に確認を行うことの追記 ・ 電子記録媒体へのデータ格納について代表端末に限定されること、及び格納先の記録媒体を制限することに係る追記 ・ 記録の保存期間に係る追記	第三者点検の結果、特定個人情報保護評価書の内容は適当である旨の答申を受けた。	事後	
平成29年6月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法※ ・ 第7条(住民票の記載事項) ・ 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・ 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・ 第30条の15(本人確認情報の利用) ・ 第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・ 第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号。以下「番号整備法」という。)附則第3号施行日時点	住基法 ・ 第7条(住民票の記載事項) ・ 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・ 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・ 第30条の15(本人確認情報の利用) ・ 第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・ 第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 井上 和子	課長 脇 雅昭	事後	定期人事異動
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	時点修正
平成29年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	時点修正
平成29年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①平成25年9月に、県の委託先が、企業向けにメールマガジンを送信する際、本来BCCで送信すべきところを、誤ってCCで送信し、企業担当者179名の個人のメールアドレスが、互いに把握できる状態となった。 ②平成26年11月に、県立大学の学生が、研究用の個人データ(790名分の氏名、身長、体重等)をUSBメモリで持ち出し紛失した。	平成26年11月に、県立大学の学生が、研究用の個人データ(790名分の氏名、身長、体重等)をUSBメモリで持ち出し紛失した。	事後	時点修正
平成29年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①当該委託先に対して指導を行い、外部へのメール送信時には、必ず責任者等の確認を受けた上で送信を行う旨の社内ルールを制定させた。 ②教員を対象に、毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については、研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。	教員を対象に、毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については、研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。	事後	時点修正
平成30年8月29日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 脇 雅昭	課長 水谷 俊輔	事後	定期人事異動
平成30年8月29日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	平成26年11月に、県立大学の学生が、研究用の個人データ(790名分の氏名、身長、体重等)をUSBメモリで持ち出し紛失した。	① 平成27年6月に、保健予防課職員が、指定難病の更新申請の対象者(228名)に更新案内を送付した際、そのうち128名の更新案内の一部に、他の更新対象者の個人情報を誤って記載し送付した。 ② 平成27年9月に、総合療育センター職員が、本来30年保存すべき平成23年度の身体障害者手帳交付申請書及び認定関係書類7,748名分を誤って廃棄した。 ③ 平成28年2月に、保健福祉大学教員が、学生の学籍番号や氏名91名分及び実習先の病院の看護師等の氏名20名分(計111名分)が記載されている学生向けオリエンテーション資料を紛失した。	事後	時点修正
平成30年8月29日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	教員を対象に、毎年、個人情報の適切な取扱いに係る研修を実施することとし、研究計画書のうち個人情報取扱手順については、研究倫理委員会の委員全員で審査を行うこととした。	① チェック体制の見直し及び職員に対する研修及び指導を徹底した。 ② 職員に対し再発防止に努めるよう指導を行うとともに、改めて、日頃の情報管理や文書管理等を指導した。 ③ 教授会にて、情報管理の徹底と資料から必要のない個人情報の削除について注意喚起するとともに、学内会議にて学外実習における利用情報の選別、情報管理の方針を検討し、「個人情報の取扱いの基本方針」を策定した。	事後	時点修正
平成30年8月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	神奈川県県民局暮らし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織再編
平成30年8月29日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	政策局自治振興部市町村課行政グループ 045-210-3175	政策局自治振興部市町村課調整グループ 045-210-3166	事後	事務分担変更
令和2年10月14日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 水谷 俊輔	課長	事後	様式の変更
令和2年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏漢字、26. 旧氏外字数、27. 旧氏ふりがな、28. 旧氏外字変更連番	事後	政令改正の対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	① 平成27年6月に、保健予防課職員が、指定難病の更新申請の対象者(228名)に更新案内を送付した際、そのうち128名の更新案内の一部に、他の更新対象者の個人情報を誤って記載し送付した。 ② 平成27年9月に、総合療育センター職員が、本来30年保存すべき平成23年度の身体障害者手帳交付申請書及び認定関係書類7,748名分を誤って廃棄した。 ③ 平成28年2月に、保健福祉大学教員が、学生の学籍番号や氏名91名分及び実習先の病院の看護師等の氏名20名分(計111名分)が記載されている学生向けオリエンテーション資料を紛失した。	平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	① チェック体制の見直し及び職員に対する研修及び指導を徹底した。 ② 職員に対し再発防止に努めるよう指導を行うとともに、改めて、日頃の情報管理や文書管理等を指導した。 ③ 教授会にて、情報管理の徹底と資料から必要のない個人情報の削除について注意喚起するとともに、学内会議にて学外実習における利用情報の選別、情報管理の方針を検討し、「個人情報の取扱いの基本方針」を策定した。	ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	事後	時点修正
令和3年10月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年10月13日	I 基本情報 8. 他の評価実施機関(別添1)事務の内容	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より都道府県知事保存本人確認情報の開示請求を受ける。 3-② 開示請求した住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力する。)	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より都道府県知事保存本人確認情報の開示請求を受ける(※特定個人情報を含まない)。 3-② 開示請求した住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力する。)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年10月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	かながわ電子入札共同システムによる入札情報サービシステムで公表している。	神奈川県政策局自治振興部市町村課ホームページで公表している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年10月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・都道府県知事保存本人確認情報は、都道府県サーバに保存されており、都道府県サーバのOSの起動時において、ID及びパスワードによる認証が必要となる。また、都道府県サーバが設置された部屋は、施錠及び入退室管理が行われており、監視カメラにより、入退室者が特定されている。さらに、集約センターの建物においては、セキュリティゲートによる入退館管理が行われている。なお、パスワードについて、都道府県サーバは四半期ごと、当該都道府県サーバに接続する代表端末及び業務端末は90日以内で変更している。また、都道府県サーバと代表端末及び業務端末の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システム上担保される。 ・神奈川県における代表端末、業務端末及び電子記録媒体等は、ラック等に施錠して保管する。	・都道府県知事保存本人確認情報は、都道府県サーバに保存されており、都道府県サーバのOSの起動時において、ID及びパスワードによる認証が必要となる。また、都道府県サーバが設置された部屋は、施錠及び入退室管理が行われており、監視カメラにより、入退室者が特定されている。さらに、集約センターの建物においては、セキュリティゲートによる入退館管理が行われている。なお、パスワードについて、都道府県サーバは四半期ごと、当該都道府県サーバに接続する代表端末及び業務端末は180日以内で変更している。また、都道府県サーバと代表端末及び業務端末の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システム上担保される。 ・神奈川県における代表端末、業務端末及び電子記録媒体等は、ラック等に施錠して保管する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年10月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 平成30年7月に高齢福祉課職員が、「介護予防・健康づくり運動指導員」が所属する事業所一覧を県ホームページ上で公開する際に、誤って指導員の住所等を含んだデータを公開してしまった。 ・再発防止策の内容 ホームページ公開に係る確認の手順を整備し、職員全員で共有した。	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報に含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁氣的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報に含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示のまま送信してしまった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁氣的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報に含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示のまま送信してしまった。③令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁氣的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。③個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	事後	軽微な変更
令和5年8月29日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	表紙 特記事項	・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築している。 ・住基ネットにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。 ・住基ネットの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。	・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。このうち、附票連携システムは国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容※	住基法に基づき、市町村は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理に関する基礎となるものとして、住民基本台帳を備えている。 住民基本台帳は、市町村における住民の異動等に関する届出や、その住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化することで、住民の利便の増進を図るとともに、住民に関する正確かつ統一的な記録を行うものである。 ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存本人確認情報の照会に関する事務 ⑤自都道府県の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (別添1を参照) ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	事前	重要な変更
令和5年8月29日	''	''	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	重要な変更
令和5年8月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理されているため、都道府県サーバとそれに接続する代表端末及び業務端末について記載する。	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県の区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理するため、市町村におけるコミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)から通知された本人確認情報の更新情報を、都道府県知事保存本人確認情報として保存し、機構におけるサーバ(以下「全国サーバ」という。)に、当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 : 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作し媒体連携により出力する。)	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 : 住民による住基法に基づく自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、開示請求した住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力する。) 4. 機構保存本人確認情報の照会 : 自都道府県の他の執行機関及び自都道府県の執行機関による住基法に基づく機構保存本人確認情報の照会に対応するため、照会対象者の4情報等により、全国サーバに対し、機構保存本人確認情報の照会を行い、該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)	3. 本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	5. 自都道府県の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索 : 検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。) 6. 都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSから本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	5. 本人確認情報検索 : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	新規	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	新規	<p>1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	''	''	<p>4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	新規	税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	<p>住民の転出入があった場合等に、スムーズな住民情報の処理を行うため、また、1つの市町村にとどまらず、全ての都道府県及び市町村で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録、管理し、全国共通の本人確認の仕組みを構築するために必要である。 なお、その用途等は、以下のとおりである。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、都道府県の区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村から通知された本人確認情報の更新情報を、都道府県知事保存本人確認情報として保存し、機構に、当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、都道府県知事保存本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、開示請求した住民の都道府県知事保存本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村から本人確認情報を受領し、都道府県知事保存本人確認情報の整合性を確認する。</p>	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録、管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	〃	〃	<p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p> <p>都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	<p>本人確認情報を活用することにより、行政手続において提出が求められていた本人確認のための書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、本人確認のための書類を入手する金銭的、時間的コストの節約)や、行政における事務の合理化につながることが見込まれる。</p>	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を活用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> </ul>	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> <li>・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	I 基本情報 (別添1)		図の修正	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報 (別添1) (備考)	<p>1. 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①. 住民票の記載等により、本人確認情報の更新情報を、市町村CSから都道府県サーバに通知する。</p> <p>1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した本人確認情報の更新情報を、都道府県知事保存本人確認情報として保存するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③. 全国サーバに対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p>	<p>1. 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①. 市町村において受け付けた住民の移動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。</p> <p>1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	〃	<p>2. 自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供</p> <p>2-①. 自都道府県の他の執行機関において、都道府県サーバに対し、4情報等による本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②. 都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作して媒体連携により出力する。)</p> <p>※照会対象者が、他都道府県の住民の場合、「4」の処理となる。</p> <p>※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末を操作して、電子記録媒体により引き渡す。</p>	<p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①. 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②. 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。</p> <p>(注1)自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> <p>(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。</p> <p>(注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	<p>3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①. 住民より都道府県知事保存本人確認情報の開示請求を受ける(※特定個人情報を含まない)。</p> <p>3-②. 開示請求した住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力する。)</p> <p>4. 機構保存本人確認情報の照会に関する事務</p> <p>4-①. 自都道府県の他の執行機関及び自都道府県の執行機関において、都道府県サーバに対し、4情報等による本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②. 都道府県サーバにおいて、4情報等により、全国サーバに対し、機構保存本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-③. 該当する本人確認情報を受領し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)</p> <p>※照会対象者又は検索対象者が自都道府県の住民の場合、「2」又は「5」の処理となる。</p> <p>※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末又は業務端末を操作して、電子記録媒体又は通信回線により引き渡す。</p>	<p>3. 本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。</p> <p>3-②. 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	<p>5. 自都道府県の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務</p> <p>5-①. 自都道府県の執行機関において、都道府県サーバに対し、4情報等による本人確認情報の検索を行い、都道府県サーバにおいて、4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)</p> <p>※検索対象者が、他都道府県の住民の場合、「4」の処理となる。</p> <p>※多数の本人確認情報を一括して引き渡す場合、代表端末又は業務端末を操作して、電子記録媒体又は通信回線により引き渡す。</p> <p>6. 都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務</p> <p>6-①. 市町村CSから、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p> <p>※整合性確認用データ及び整合性確認結果データの容量が大きい場合、電子記録媒体を用いて実施する。</p>	<p>5. 本人確認情報検索に関する事務</p> <p>5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6. 本人確認情報整合</p> <p>6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 基本情報（別添1）	新規	図の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	I 基本情報（別添1）（備考）	新規	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	〃	2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①.自都道府県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携（回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載）（注2、注3）により行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	〃	〃	（注1）自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 （注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	〃	〃	<p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。</p> <p>3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務</p> <p>5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6.附票本人確認情報整合</p> <p>6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※	都道府県の区域内の住民(都道府県の区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された者を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※ その必要性	住基ネットによる全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、都道府県の区域内の住民の本人確認情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する必要がある。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する必要がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットによる全国共通の本人確認を行うため、必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うため、必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住基ネットによる全国共通の本人確認を行うため、都道府県の区域内の住民に異動があった場合、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へ、その更新を通知する必要がある。	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的※	住基ネットによる全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、都道府県の区域内の住民の本人確認情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する必要がある。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理、提供する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村CSから通知された本人確認情報の更新情報を、都道府県知事保存本人確認情報として保存するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> <li>・自都道府県の他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の照会を受け、照会対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末を操作し媒体連携により出力する。)</li> <li>・住民による自己の本人確認情報の開示請求を受け、開示請求した住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力する。)</li> <li>・自都道府県の執行機関が検索した検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、業務端末の画面に表示する。(必要に応じて帳票に出力、又は代表端末若しくは業務端末を操作し媒体連携若しくは回線連携により出力する。)</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSから本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長から住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</li> <li>・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。</li> <li>・住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</li> <li>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法※ 情報の突合※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報のデータと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードにより突合する。</li> <li>・自都道府県の他の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の照会に対応するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出する際、照会対象者の4情報等により突合する。</li> <li>・住民からの開示請求に対応するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出する際、開示請求した住民の本人確認情報により突合する。</li> <li>・自都道府県の執行機関が検索した検索対象者の4情報等に該当する本人確認情報を表示するため、検索対象者の4情報等により突合する。</li> <li>・市町村CSとの整合性確認を行うため、4情報等により突合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて、本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合する。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合性確認を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法※ 情報の統計分析※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)に基づき、統計資料の作成を行う際、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づき、統計資料の作成を行う際、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	全国の都道府県サーバを1箇所に集約して設置しており、当該設置場所(以下「集約センター」という。)における都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を委託する。なお、委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務を対象とする。	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	全国の都道府県サーバを1箇所に集約して設置しており、都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を委託する必要がある。なお、「①委託内容」とおり、委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務を対象としているため、委託先において、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱うことはない。なお、特定個人情報ファイルの範囲についての妥当性は、「2. ③対象となる本人の範囲」の「その必要性」と同じ。	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	再委託・再々委託を行う際は、契約書に基づき、再委託・再々委託する業務範囲や、再委託先・再々委託先へのセキュリティ対策の実施方法を記載した書面を提出させ、内容を確認した上で承諾している。	書面による承諾	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。 なお、再委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務を対象とする。	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	市町村長からの通知により、都道府県知事保存本人確認情報の保存を行った都度、随時。	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	住基法別表第6及び本県の条例に掲げる、自都道府県以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住基法別表第6及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県以外の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度	自都道府県以外の執行機関から照会があった都度、随時。	自都道府県以外の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	開示された都道府県知事保存本人確認情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	[○]その他(画面の表示)	[ ]その他( )	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	住基法別表第5に掲げる、自都道府県の他部署による都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第5及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	自都道府県以外の他部署から検索があった都度、随時。	自都道府県以外の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所※	・都道府県知事保存本人確認情報は、都道府県サーバに保存されており、都道府県サーバのOSの起動時において、ID及びパスワードによる認証が必要となる。また、都道府県サーバが設置された部屋は、施錠及び入退室管理が行われており、監視カメラにより、入退室者が特定されている。さらに、集約センターの建物においては、セキュリティゲートによる入退館管理が行われている。なお、パスワードについては、都道府県サーバは四半期ごと、当該都道府県サーバに接続する代表端末及び業務端末は180日以内で変更している。また、都道府県サーバと代表端末及び業務端末の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システム上担保される。 ・神奈川県における代表端末、業務端末及び電子記録媒体等は、ラック等に施錠して保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・神奈川県における代表端末、業務端末及び電子記録媒体等は、ラック等に施錠して保管する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に基づき、以下のとおり保存する。 ・住民票の記載又は記載の修正により通知された本人確認情報は、新たな通知を受けるまで保存する。 ・住民票の記載の修正による修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、150年間保存する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保存する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保存する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記載された保存期間が経過したデータを、都道府県サーバにて自動判別し削除する。	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記載されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	新規	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ①ファイルの種類※	新規	システム用ファイル	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	新規	1,000万人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の範囲	新規	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記載された者 ※消除者を含む。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	新規	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目	新規	10項目以上50項目未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目※	新規	・識別情報 [○] 個人番号 ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、住所、性別、生年月日) ・業務関係情報 [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	新規	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) : 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 : 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	新規	別添2を参照。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	新規	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	新規	政策局自治振興部市町村課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	新規	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	新規	[○]専用線	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	新規	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。  ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	新規	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。  ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができることとされている。  ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	新規	都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。  ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的※	新規	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。  ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的※ 変更の妥当性	新規	-	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	新規	政策局自治振興部市町村課	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	新規	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	新規	・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。  ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合※	新規	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析※	新規	該当なし。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定※	新規	該当なし。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	新規	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	新規	委託する (1件)	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	新規	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新規	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新規	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新規	1,000万人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	新規	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新規	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	新規	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新規	[○]専用線	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	新規	神奈川県政策局自治振興部市町村課ホームページで公表している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	新規	地方公共団体情報システム機構	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無※	新規	再委託する	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	新規	書面による承諾	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	新規	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	新規	[O]提供を行っている(1件)[O]移転を行っている(1件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	新規	自都道府県以外の執行機関	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	新規	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	新規	住基法別表第六に掲げる、自都道府県以外の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	新規	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県以外の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	新規	1,000万人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新規	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	新規	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]フラッシュメモリ [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	新規	自都道府県以外の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	新規	自都道府県その他部署	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	新規	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	新規	住基法別表第5に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	新規	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県その他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	新規	1,000万人以上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	新規	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法	新規	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]フラッシュメモリ [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑦時期・頻度	新規	自都道府県その他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所※	新規	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	新規	1年未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	新規	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	新規	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 備考	新規	-	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	市町村CSから通知される本人確認情報の更新情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の本人確認情報の更新情報が通知されてしまうことが、リスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は、市町村の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことが、リスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住基法により、市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	市町村CSから通知される本人確認情報を保存することとなり、制度上、対象者の真正性の担保は、市町村の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。なお、市町村の窓口においては、住民の異動情報の届出を受け付ける場合、身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う等の措置を講じている。なお、市町村が、誤った本人確認情報を送信した場合は、市町村において、削除又は上書きにより修正を行っており、当該処理の際は、複数人でチェックを行う等、十分な確認を行った上で実施するよう、研修等の機会を捉えて周知する。	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を、市町村CSから入手できることを、システムで担保する。	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報の更新の際に、論理チェックを行う仕組みとする。 例えば、A市を住所とする住民に対し、A市への転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居(市町村の区域内の住所の異動)を異動事由とする更新にもかかわらず、住所以外の更新が行われようとした場合に、当該処理をエラーとする仕組みである。 また、入手元である市町村CSにおいて、データ形式が適合しているかどうか等のチェックを実施する。 なお、市町村が、誤った本人確認情報を送信した場合は、市町村において、削除又は上書きにより修正を行っており、当該処理の際は、複数人でチェックを行う等、十分な確認を行った上で実施するよう、研修等の機会を捉えて周知する。	システム上、本人確認情報の更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	-	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用い、情報の暗号化を実施する。  ※都道府県の区域内の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行うための都道府県サーバで稼動するアプリケーションである。 当該アプリケーションにおいて、データの安全保障対策、不正アクセスの防止策を講じており、最新の暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊、盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの代表端末又は業務端末から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。	税務システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの代表端末又は業務端末から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。  都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	住基ネットのアプリケーションにおいて生体認証による操作者認証を行う。	生体認証による操作者認証を行う。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限の発効は、申請書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・アクセス権限の失効は、退職した職員や異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・定期の人事異動の際には、人事異動情報も確認しつつ、期限を定めてアクセス権限の失効の届出を提出させる。 ・住基ネットを利用する所属の自己点検の際に、アクセス権限の棚卸しについて確認し、その報告を受ける。 ・アクセス権限の発効・失効状況を複数人で確認する。	・アクセス権限の発効は、申請書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・アクセス権限の失効は、退職した職員や異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・定期の人事異動の際には、人事異動情報も確認しつつ、期限を定めてアクセス権限の失効の届出を提出させる。 ・所属の自己点検の際に、アクセス権限の棚卸しについて確認し、その報告を受ける。 ・アクセス権限の発効・失効状況を複数人で確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・申請書を提出させ、業務内容に応じたアクセス権限が発効されるよう確認しており、アクセス権限が発効した者の台帳とシステム上の登録者を照合して管理する。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・不正アクセスを分析するため、都道府県サーバ及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)の記録を取得し、保管する。なお、操作履歴には、アクセス失敗の記録も含まれる。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して、不正な操作の疑いがある場合、申請文書等との整合性を確認する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、保管する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセスがないことについて、操作履歴により適時確認する。なお、操作履歴の確認は、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。</li> <li>操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>住基ネットの操作者への研修会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び住基法に定められた事務以外での使用の禁止等について指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセスがないことについて、操作履歴により適時確認する。なお、操作履歴の確認は、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。</li> <li>操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。</li> <li>操作者への研修会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び住基法に定められた事務以外での使用の禁止等について指導する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表端末及び業務端末を利用して、本人確認情報を閲覧した際に、業務に無関係な職員等に、当該本人確認情報を覗かれるリスクが想定されるため、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。また、スクリーンセーバから復帰する際、パスワードを入力するよう設定する。さらに、本人に開示する場合以外は、代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表端末及び業務端末を利用して、本人確認情報を閲覧した際に、業務に無関係な職員等に、当該本人確認情報を覗かれるリスクが想定されるため、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。また、スクリーンセーバから復帰する際、パスワードを入力するよう設定する。さらに、代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。</p> <p>なお、「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、全都道府県を構成員とした住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会において、地方公共団体情報システム機構に委託することを議決している。委託先として議決された当該機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークの運用を行っていた実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p>	<p>管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。</p> <p>なお、「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	<p>委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務を対象とし、システムで担保する。なお、バックアップのために、特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず、閲覧、更新できない。また、契約書に基づき、委託業務に係る作業者名簿を提出させ、作業者を限定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。</li> <li>また、委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。</li> <li>さらに、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。</li> </ul>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	委託する業務は、直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務である。なお、契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。また、委託先から、適時、セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残し、当該記録は、5年間保存する。	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	契約書の記載に基づき、再委託する場合、委託先より、再委託先で取り扱う個人情報、再委託先に求める個人情報等保護措置の内容、再委託先の監督方法を記載した書面を提出させ、再委託先の適切な取扱いを担保する。	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた抵抗を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転を行う際、提供・移転の記録をシステム上で管理する。なお、システム上、提供・移転に係る都道府県知事保存本人確認情報の照会・検索を行ったものの、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残し、当該記録は、7年間保存する。	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた抵抗を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	都道府県サーバと全国サーバの通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システムで担保される。 また、自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供、自都道府県の他部署への都道府県知事保存本人確認情報の移転が行われた場合、その提供・移転の記録が残され、当該記録は、7年間保存する。 なお、提供、移転の適正性については、操作履歴の確認により行っており、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた抵抗を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : 指定された照会・検索条件により得た結果を、適切に提供・移転することをシステムで担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 : 都道府県サーバと全国サーバの通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことをシステムで担保する。	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 : システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 : 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、監視カメラを設置し、サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・集約センターにおいては、サーバ設置場所、電子記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・神奈川県においては、代表端末及び業務端末の設置場所、電子記録媒体の保管場所を施錠する。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的な更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティ更新プログラムを適用する。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①リース契約満了により返却したハードディスクが、リース会社からそのハードディスクの処分委託業務を受託した会社の社員により盗難・売却された。そのハードディスクの購入者が復元ソフトを使用したことにより、最終的に個人情報を含む県のデータが第三者に閲覧できる状態になった可能性が生じたことが令和元年12月頃に発覚した。②令和2年11月に職員が、個人情報に含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示のまま送信してしまった。③令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報を含むハードディスクを返却、廃棄する場合は、県の管理下において、物理的破壊及び磁氣的破壊により抹消措置を行うとともに、複数の職員で作業の完了を確認することとした。②個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。③個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報に含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示のまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	死亡による住民票の消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に基づき、150年間保存する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に、定める期間(150年間)保管する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合、市町村CSから本人確認情報の更新情報の通知が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・修正された本人確認情報に係る修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後、システムが自動判別し削除する。 ・電子記録媒体の廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿に、その記録を残す。 ・帳票は、要領に基づき、長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう、裁断して廃棄する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後、システム的に消去する。 ・電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿に、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票は、要領に基づき、長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう、裁断して廃棄する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	新規	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	新規	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	新規	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	新規	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	新規	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	新規	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	新規	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	新規	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	新規	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	新規	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	新規	<p>税務システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する)から税務システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは税務システムのみで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、税務システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。) (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	新規	行っている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	新規	生体認証による操作者認証を行う。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理	新規	行っている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	新規	・アクセス権限の発効は、申請書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・アクセス権限の失効は、退職した職員や異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・定期の人事異動の際には、人事異動情報も確認しつつ、期限を定めてアクセス権限の失効の届出を提出させる。 ・所属の自己点検の際に、アクセス権限の棚卸しについて確認し、その報告を受ける。 ・アクセス権限の発効・失効状況を複数人で確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	新規	行っている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	新規	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	新規	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	新規	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、保管する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	新規	・不正アクセスがないことについて、操作履歴により適時確認する。なお、操作履歴の確認は、内部監査を実施する際に、操作履歴を数件抽出し、根拠書類を確認すること等により実施している。 ・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・操作者への研修会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)及び住基法に定められた事務以外での使用の禁止等について指導する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従事者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	新規	集約センターにおける運用業務の中で、システム上、管理権限を与えられた者以外、複製は行えない仕組みとする。また、契約書に基づき、定期運用に基づくバックアップ以外に、ファイルを複製していないことを確認する。なお、附票本人確認情報を電子記録媒体へ出力できるのは、代表端末と一括提供方式が利用可能な業務端末であり、操作者は限定されている。また、電磁的記録媒体についても、使用できる媒体を限定した上で、使用を認める。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表端末及び業務端末を利用して、附票本人確認情報を閲覧した際に、業務に無関係な職員等に、当該本人確認情報を覗かれるリスクが想定されるため、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。また、スクリーンセーバから復帰する際、パスワードを入力するよう設定する。さらに、代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得することにより、附票本人確認情報の画像データが保存され、不正に利用されるリスクが想定されるため、附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>・大量の附票本人確認情報を検索し、大量の附票本人確認情報のデータを出力する際には、紛失や不正に利用されるリスクが想定されるため、大量のデータ出力に際しては、事前に要求部署の責任者の承認を得る。</li> <li>・安易な照会・検索条件により、業務とは無関係に、本人確認情報が利用されるリスクを想定し、業務上の利用であることを担保するために、最低限入力すべき照会・検索条件を設定している。</li> <li>・災害時において、本人確認情報の提供及び利用ができなくなるリスクが想定されるため、集約センターにおいては、都道府県サーバの障害等を想定した緊急時対応計画を作成しており、当該計画に基づいて、迅速に対応される。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	新規	<p>管理者は、外部委託にあたり、あらかじめ、委託を受けようとする者における本人確認情報の保護に関する管理体制について、調査を行う。また、契約書に基づき、委託後においても、必要に応じて、立入調査等を行う。</p> <p>なお、「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報保護ファイルの閲覧者・更新者の制限	新規	制限している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報保護ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。</li> <li>・また、委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・さらに、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報保護ファイルの取扱いの記録	新規	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報保護ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」については、委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</li> <li>・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。過次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。</li> <li>・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	新規	定めている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	新規	契約書に、目的外の使用を禁止する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける際、併せて確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	新規	契約書に、委託先が情報の引き渡しを受けた場合、受領書を提出する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける際、併せて確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	新規	定めている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	新規	契約書に、消去に関する証明書を提出する旨記載する。また、委託先から、セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける際、併せて確認する。なお、委託する業務においては、直接、附票本人確認情報にアクセスできず、附票本人確認情報を削除することはないため、消去に関する証明書の対象となるのは、バックアップ、機器の設定情報等の非公開情報となる。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	新規	定めている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	新規	特定個人情報より広い定義である個人情報に関する規定を定めており、その概要は、以下のとおりである。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧、更新、削除等を行わない業務である。 ・作業責任者及び作業員 作業責任者及び作業員を報告しなければならない。 ・中間報告等 業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも履行状況について、報告を求めることができる。 ・目的以外の使用禁止 本県の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・複写、複製の禁止 発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。 ・個人情報等の安全管理 個人情報等を漏えい、き損及び滅失することのないよう、当該個人情報等の安全な管理に努めなければならない。 ・個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去 委託業務完了時に、本県の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。 ・事故発生時の対応 個人情報等の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報等の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告しなければならない。 ・立入調査等 必要があると認めるときは、委託先に報告を求めると及び委託先の作業場所を立入調査することができる。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	新規	十分に行っている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	新規	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	新規	記録を残している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	新規	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	新規	定めている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	新規	・番号利用法及び住基法により定められた事務に限り行われる。 ・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、担当者へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	新規	・附票連携システムのアプリケーションにおいて生体認証により、操作者を限定する。 ・神奈川県における代表端末及び業務端末は、施錠管理する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	新規	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、自都道府県以外の執行機関への提供及び他部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	新規	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク 誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	-	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	新規	[●]接続しない(入手)[●]接続しない(提供)	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ① NISC政府機関統一基準群	新規	政府機関ではない	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ② 安全管理体制	新規	十分に整備している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③ 安全管理規程	新規	十分に整備している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④ 安全管理体制・規程の職員への周知	新規	十分に周知している	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策	新規	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	新規	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策	新規	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	新規	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑦ バックアップ	新規	十分に行っている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧ 事故発生時手順の策定・周知	新規	十分に行っている	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	新規	発生あり ・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報が含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩ 死者の個人番号	新規	保管していない	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	新規	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保管がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	新規	定めている	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	新規	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・電磁的記録媒体の廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、電磁的記録媒体管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク その他の措置の内容	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か	新規	十分である	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保護・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	-	事前	重要な変更
令和5年8月29日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム運営事務	住民基本台帳ネットワークシステムに係る住基情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年8月29日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	令和3年7月9日(金)～令和3年8月10日(火)	令和5年6月20日(火)～令和5年7月19日(水)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出